

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年8月29日

【会社名】 株式会社三菱ケミカルホールディングス

【英訳名】 Mitsubishi Chemical Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表執行役 越智 仁
執行役社長

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

【電話番号】 (03)6748-7115

【事務連絡者氏名】 経営管理室 小 森 肇
グループマネジャー
法務室 藤 田 浩 司
グループマネジャー

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

【電話番号】 (03)6748-7115

【事務連絡者氏名】 経営管理室 小 森 肇
グループマネジャー
法務室 藤 田 浩 司
グループマネジャー

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 3,312,117,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	3,294,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株です。

- (注) 1 当社は、会社法第416条第4項に基づく2015年6月24日開催の当社取締役会決議により、募集株式の発行に関する決定を執行役に委任しており、かかる委任に基づき、2018年8月29日付で本有価証券届出書の対象とした募集について決定しております。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	3,294,000株	3,312,117,000	
一般募集			
計(総発行株式)	3,294,000株	3,312,117,000	

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,005.5		100株	2018年9月20日		2018年9月20日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱ケミカルホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 本店	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,312,117,000		3,312,117,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途です。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額3,312,117,000円につきましては、2018年9月20日以降、諸費用支払いなどの運転資金に充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要(2018年8月29日現在)

名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)
本店の所在地	東京都港区浜松町二丁目11番3号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 伊藤 尚志
資本金	10,000百万円
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務
主たる出資者及びその出資比率	三菱UFJ信託銀行株式会社 46.5% 日本生命保険相互会社 33.5% 明治安田生命保険相互会社 10.0% 農中信託銀行株式会社 10.0%

b 提出者と割当予定先との間の関係(2018年8月29日現在)

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、信託銀行取引があります。

(役員報酬B I P信託の内容)

当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする役員報酬B I P信託契約(以下「本信託契約」といいます。)を締結し、B I P信託(以下「本信託」といいます。)を設定いたします。また、当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、本信託契約に関する共同受託に関する覚書を締結し、この覚書に従い、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が共同受託者として信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、割当予定先は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)といたします。

本信託は、欧米の業績連動型株式報酬(Performance Share)及び譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)と同様に、役位や業績目標の達成度等に応じて、役員に対し当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」といいます。)並びに当社株式等に生じる配当金の交付及び給付(以下「交付等」といいます。)を行う制度(以下「本制度」といいます。)です。

当社は、当社の執行役及び執行役員(国内非居住者を除きます。以下同じ。)並びに三菱ケミカル株式会社の代表取締役社長、執行役員を兼務する取締役及び執行役員(国内非居住者を除きます。当社の執行役及び執行役員と併せて、以下「業務執行役員」といいます。)に対し、業務執行役員の報酬と当社業績及び株主価値との連動性をより明確にし、企業価値増大への貢献意識及び株主重視の経営意識をより一層高めるとともに、中長期的な企業価値向上を促すインセンティブを付与することを目的として、本制度を導入いたします。

本制度では、業務執行役員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより本信託を設定します。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、予め定める株式交付規程に基づき本信託の受益者に交付等を行うと見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得いたします。

第三者割当については、有価証券届出書の効力発生後に、当社と共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で締結予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。日本マスタートラスト信託銀行株式会社が取得した当社株式は、本信託契約及び株式交付規程に基づき受益者となった者に対して交付いたします。当社株式の交付については、当社又は信託管理人から受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に請求し、受益者確定手続完了後滞りなく、受益者に対し、受益者の指定する証券会社の本人名義の口座に振り替える方法により行います。

また、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものといたします。

(参考)本制度の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託の目的	業務執行役員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社(予定) (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	業務執行役員のうち受益者要件をみたす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者(公認会計士)
信託契約日	2018年9月20日(予定)
信託の期間	2018年9月20日～2021年8月末日(予定)
制度開始日	2018年9月20日(予定)
議決権行使	行使しないものとします。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	3,312,117,000円
株式の取得方法	当社自己株式の第三者割当により取得

本信託から受益者に交付等を行う予定の株式の総数

3,294,000株(下記「d 割り当てようとする株式の数」と同数です。)

受益者の範囲

対象期間中に当社及び三菱ケミカル株式会社(2社を総称して「対象会社」といいます。)の何れかにおいて業務執行役員であること(本制度開始日以降に新たに業務執行役員となった者を含みます。)

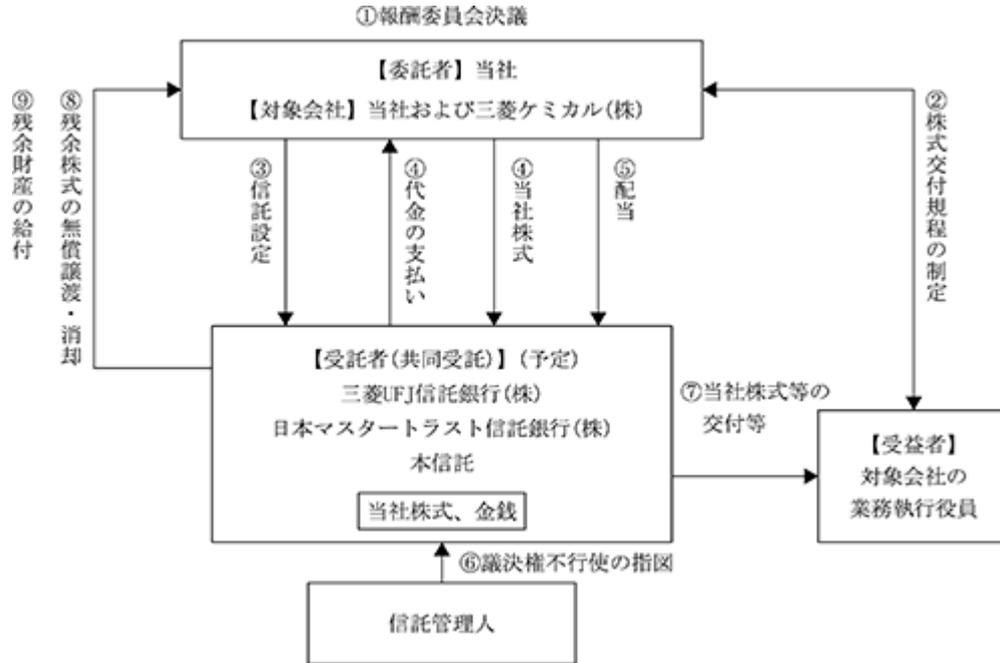
対象会社における業務執行役員を退任しており、かつ、同対象会社において取締役及び監査役のいずれの地位をも有していないこと

在任中に一定の非違行為があったこと等により辞任した者または解任された者でないこと

国内居住者であること

その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件で本信託契約または株式交付規程に定めるもの

< B I P 信託の仕組み >



当社は、指名委員会等設置会社であるため、本制度の導入については、報酬委員会において決議を得ています。三菱ケミカル株式会社は、株主総会において本制度の導入及び役員報酬に関する決議を得ています。対象会社は、対象会社ごとに、報酬委員会または取締役会において、本制度に関する報酬規程として株式交付規程を制定します。

対象会社は、受益者要件を充足する業務執行役員を受益者とする本信託の設定において、各対象会社の業務執行役員に対する報酬の原資の割合に応じて、それぞれ按分して金銭を拠出し、受益者要件を充足する業務執行役員を受益者とする本信託を設定します。なお、三菱ケミカル株式会社が拠出する金銭は、株主総会の承認決議の範囲内とします。

本信託は、信託管理人の指図に従い、で信託された金銭を原資として、当社株式を当社(自己株式処分)から取得します。なお、本信託内の当社株式は、対象会社が拠出した金額に応じて対象会社ごとに管理されます。

本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。

本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

信託期間中、役位並びに各事業年度及び中期経営計画における会社業績目標等の達成度等に応じ業務執行役員に一定のポイントが付与され、累積します。業務執行役員の退任後に、一定の受益者要件をみたす業務執行役員に対して、で定めた株式交付規程に従い、付与されたポイントの累積値の一定割合に相当する当社株式の交付を行い、残りのポイント数に相当する当社株式については、本信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。

また、本信託内の当社株式に関してで支払われていた配当金についても、本信託から交付等が行われる当社株式等の数に応じて一定の受益者要件をみたす業務執行役員に給付されます。

信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、業務執行役員への交付等の対象になります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを所定の手続きを経て消却する予定です。

信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、対象会社及び業務執行役員と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

c 割当予定先の選定理由

本制度の導入に際しては、三菱UFJ信託銀行株式会社より提案を受け、同社のコンサルティングの品質等を総合的に判断した結果、同社との間で本制度に係る本信託契約を締結することとしました。

本信託契約に関して、三菱UFJ信託銀行株式会社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託しております。三菱UFJ信託銀行株式会社が日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、本信託において生じる信託の財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためであります。

また、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者として本信託の事務を行い、信託財産の保管・決裁についても日本マスタートラスト信託銀行が行うことから、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)」が割当予定先として選定されることとなります。

d 割り当てようとする株式の数

3,294,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)は、株式交付規程に従い、業務執行役員の退任時に、当該業務執行役員に対して役位及び業績目標の達成度等に応じて、当社株式等の交付等を行います。

なお、信託財産に属する当社株式の数、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)が、払込みに要する資金に相当する金銭として、当社から本信託に拠出される当初信託金を、処分期日において信託財産内に保有する予定である旨、本信託契約により確認を行っております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)は、割り当てられた当社株式に係る議決権について、信託期間を通じ、行使しないものとします。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家(委託者が顧問契約を締結している者を除きます。)であること、(2)委託者、その役員、重要な管理職(以下「役員等」といいます。)、役員等であった者、又はそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者である当社と受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社が協議の上、選任するものとします。

なお、本信託においては、信託管理人1名を常置し、当初の信託管理人は公認会計士 田村稔郎氏とします。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かにつきましては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に照会を行った結果、同社の出資者や出資比率、役員等が日本マスタートラスト信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報と相違ないこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力に対する基本方針」という企業行動規範の基本方針に変更がない旨を確認いたしました。また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことにつきましては、本信託契約において確約しております。

その結果、当社は、割当予定先が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないと判断し、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式処分は本制度の導入を目的として行います。

発行価格は恣意性を排除した価格とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本自己株式処分に係る決定日の前営業日(2018年8月28日)の東京証券取引所における当社株式の終値である1,005.5円としました。

本自己株式処分に係る決定日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値を採用したのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的であると考えています。

また、当該株価は東京証券取引所における当該決定の直前1か月間(2018年7月30日から2018年8月28日まで)の終値の平均値である978円(円未満切捨て)に102.81%(乖離率2.81%、小数点第3位を四捨五入。以下同じ。)を乗じた額であり、同直前3か月間(2018年5月29日から2018年8月28日まで)の終値の平均値である961円(円未満切捨て)に104.63%(乖離率4.63%)を乗じた額であり、同直前6か月間(2018年3月1日から2018年8月28日まで)の終値の平均値である994円(円未満切捨て)に101.16%(乖離率1.16%)を乗じた額であるため、特に有利な発行価格には該当しないものと判断しました。

当社監査委員会は、日本証券業協会の指針等をふまえ、有利発行ではないと判断した過程及びその内容に不合理な点は見当たらず、法令違反の事実認められない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に業務執行役員に交付等を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し0.22%(小数点第3位を四捨五入、2018年3月31日現在の総議決権個数14,362,923個に対する割合0.23%)となります。

また、本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い業務執行役員に交付等が行われることから、流通市場への影響は軽微であると考えており、処分数量及び株式の希薄化規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	東京都港区浜松町2-11-3	96,148	6.69	96,148	6.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	東京都中央区晴海1-8-11	75,626	5.27	75,626	5.25
明治安田生命保険相互会社(常任代理人)資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内2-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	64,389	4.48	64,389	4.47
日本生命保険相互会社(常任代理人)日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-6-6 (東京都港区浜松町2-11-3)	42,509	2.96	42,509	2.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口4	東京都中央区晴海1-8-11	36,803	2.56	36,803	2.56
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234(常任代理人)株式会社みずば銀行決済営業部	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MASSACHUSETTS 02171 U.S.A. (東京都港区港南2-15-1)	28,941	2.02	28,941	2.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口5	東京都中央区晴海1-8-11	26,808	1.87	26,808	1.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口7	東京都中央区晴海1-8-11	22,462	1.56	22,462	1.56
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1-2-1	20,774	1.45	20,774	1.44
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	20,553	1.43	20,553	1.43
計		435,013	30.28	435,013	30.22

- (注) 1 2018年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。
- 2 上記には記載されておませんが、2018年3月31日現在、株式会社三菱東京UFJ銀行が退職給付信託として信託設定した株式(株主名簿上の名義は「野村信託銀行株式会社(退職給付信託三菱東京UFJ銀行口)」)が2,375千株あります。当該株式の議決権は、信託契約上、株式会社三菱東京UFJ銀行が留保しております。
- 3 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。
- 4 上記のほか当社の自己株式66,902,165株(2018年3月31日現在)は、割当後83,149,797株となります。ただし、2018年6月1日以降の単元未満株式の買増・買取請求及びストックオプションの行使による株式は含まれておりません。
- 5 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2018年3月31日現在の総議決権数(14,362,923個)に本自己株式処分により増加する総議決権数(32,940個)を加えた数で除した数値です。
- 6 割当先は、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)」となるため、上記の日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口の所有株式数は増加しません。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第13期(2017年4月1日から2018年3月31日まで)2018年6月26日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第14期第1四半期(2018年4月1日から2018年6月30日まで)2018年8月9日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2018年8月29日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年6月27日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2018年8月29日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第16号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年7月10日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての事業年度第13期有価証券報告書又は第14期第1四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本有価証券届出書提出日(2018年8月29日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、有価証券報告書等に記載した将来に関する記載事項については、本届出書提出日(2018年8月29日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社三菱ケミカルホールディングス
(東京都千代田区丸の内一丁目1番1号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。